

原議保存期間	5年(令和9年3月31日まで)
有効期間	一種(令和9年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿

警 察 庁 丙 少 発 第 1 6 号
令 和 4 年 3 月 2 9 日
警 察 庁 生 活 安 全 局 長

少年補導員及び少年警察協助員の運用要領について（通達）

少年補導員及び少年警察協助員の運用に当たっては、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）及び犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第1号）が施行される令和4年4月1日からは、下記の事項に留意の上、各都道府県警察の実情に応じた効果的な運用に努められたい。

なお、「少年補導員及び少年警察協助員の運用要領について（通達）」（平成31年3月20日付け警察庁丙少発第16号）は、令和4年3月31日をもって廃止する。

記

1 任務

少年補導員及び少年警察協助員は、警察と協働して次に掲げる業務をそれぞれ行うものとする。

(1) 少年補導員

- ア 非行少年等（少年警察活動規則第2条第6号から第10号に定めるものをいう。）の発見補導
- イ 少年の規範意識の向上等に資する活動
- ウ 有害環境の浄化に資する活動
- エ その他警察が行う少年の健全育成に資する活動に係る協力

(2) 少年警察協助員

非行集団の解体補導活動

2 少年補導員及び少年警察協助員の委嘱

(1) 委嘱者

少年補導員及び少年警察協助員（以下「少年補導員等」という。）の委嘱は、原則として警察本部長とする。

ただし、従前の実情等も考慮し、新たに委嘱方法を変えることが困難な場合は警察署長による委嘱又は知事、市町村長、防犯協会長等との連名により委嘱することを妨げない。

(2) 推薦方法

警察署長は警察本部長に対し少年補導員等を推薦する場合、あらかじめ学校、関係機関・団体、その他地域における既存団体代表者等の意見を聞くなどの方法により、適任者が選出されるよう配慮すること。

また、選出に当たっては一定地域の居住者に偏しないよう配慮し、原則として交番、駐在所単位に若干名が分布されるように配慮すること。

(3) 資格要件

少年補導員等の人選に当たっては次の要件を満たす人物を委嘱すること。

- ア 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
- イ 任務の遂行に必要な熱意を有し、少年補導について適格性を有すること。
- ウ 健康で実行力を有すること。
- エ 少年非行防止に協力するための時間的余裕を有すること。
- オ 地域の実情に精通していること。

(4) 委嘱方式

委嘱に当たっては委嘱状を交付するなど少年補導員等の委嘱状況を明らかにすること。

3 少年補導員等の任期

任期は原則として2年以内とし、再任を妨げないものとする。

4 解嘱

少年補導員等にその任務を遂行することに適さない事由があると認められるときは、任期中にかかわらず、解嘱することができる。

任務の遂行に適さない事由とは、長期の療養を要する疾病にかかったとき、又は法令に触れる行為であったときはもとより、社会道徳上にも少年補導員等としてふさわしくない行為であったと認められる場合も含まれる。

5 定数

少年補導員等の定数は管内の少年人口、面積、少年を取り巻く各種の環境、非行少年等の居住分布状況等諸般の実態を考慮して定めること。

6 連絡会の運営

少年補導員等の知識・技能の向上を図るとともに、管轄区域内における非行対策の効果的実施について連絡協議するため、原則として、警察署単位に連絡会（以下「連絡会」という。）を組織すること。

ア 構成

警察署管内の少年補導員等によって構成されるものとする。連絡会を代表するものとして少年補導員の互選等により会長を定めておくこと。

イ 連絡会の開催

連絡会は定期的を開催するほか、警察署長の要請により、又は会長が必要と認めた場合等に随時開催すること。

ウ その他

連絡会は必要に応じ学校を始めとした関係機関・団体等の代表者の参加を求めること。

7 運用上の留意事項

- (1) 少年補導員等の人選に当たっては、補導に関する熱意が不十分である、名誉職を数多く兼務しているため実践活動が消極的である、あるいは必要以上の干渉にわたる者が選出されることがないように留意し、真に地域の住民から信頼され、尊敬される者が選出されるよう慎重を期すこと。
- (2) 少年補導員等を委嘱した場合には警察署単位等に参集を求め、少年非行の傾向、関係法令の基本的知識、少年補導の基本的な心構え等について十分教養を実施するほか、連絡会等の開催日をとらえて、随時必要な教養を実施すること。
- (3) 少年補導員等は、民間協力者として委嘱されるものであり、特別の権限が付与されるものでないことを徹底し、行き過ぎ等の批判を受けることがないように指導すること。

また、少年警察活動を行うに当たり、協力を依頼する際には、当該少年補導員等の職業、年齢、性別、能力、経験、居住地等を十分に考慮し、業務内容に最も適合した者を選定すること。

特に、少年相談、継続補導及び被害少年に対する継続的支援については、個々の少年の特性に応じた方法により継続的に行うことが必要な活動であり、少年の特性についての深い知識と少年の取扱いについての技術を必要とする活動であることから、これらの活動に少年補導員等に対して協力を依頼する際は、当該少年補導員等の性別、年齢、能力等を考慮の上、慎重に人選を行うとともに、その活動についても社会奉仕体験活動等補助的な活動に限定し、警察との連携による適切な役割分担の下に行うこと。

- (4) 少年補導員等が活動中に知り得た秘密を漏らすことがないように徹底すること。
なお、社会奉仕体験活動等を協働して実施するに当たっては、少年及び保護者に係る個人情報について、保護者の同意を得てから少年補導員等に伝えること。
ただし、個人情報特定少年（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第2号に規定する特定少年をいう。）に係るものの場合は、本人の同意を得てから伝えるものとする。また、伝える情報も支援に必要な範囲にとどめるなど、その取扱いには慎重を期すこと。
- (5) 少年補導員等の活動に当たっては、受傷事故防止その他被害の防止について、十分指導すること。
- (6) 少年補導員等の名称については、従前の実情等も考慮し、各都道府県警察において、適宜の名称で運用することを妨げない。